

公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年11月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：都市建設部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査 文書管理 事務	文書決裁後、公印を押印することなく、行政財産使用許可に係る文書を発出しているものがある。	外部へ文書を発送する際には、別の職員が再確認したうえで、文書を発送するようにしております。
指摘事項	事務監査 物品管理 事務	処分を行った備品について、所定の事務手続をしていないものがある。	備品及び備品台帳の適正な管理については、「久留米市物品取扱規則」に即した適正な事務に努めております。
意見	事務監査	<p>本市は、平成17年に「地方分権一括法」により国から法定外公共物（里道・水路）の譲与を受けている。法定外公共物の売却は、売却収入、固定資産税の増及び維持管理費の削減など財政上の効果が大きいですが、ここ数年、契約件数及び売却額は伸びていない。この要因としては、法定外公共物の払い下げを申請する者が、当該物件の測量・登記等の費用を負担することになっているため、ケースによっては、申請者の負担が大きいことなどが挙げられる。</p> <p>事実上の余剰地を市が保有し続けることは、売却収入の機会損失に止まらず、長期にわたり、市が維持管理の事務と経費を負担することとなるものである。関係部局と協議し、法定外公共物の売却に係る費用負担のあり方などを柔軟に見直し、売却促進が図られることを望む。</p>	<p>譲渡の相手の用途廃止に係る測量等の費用負担軽減の方策について、関係部局との協議を行いました。</p> <p>用途廃止可能な物件は、狭小・不整形地、その他単独で利用することが困難な土地であるため、払下対象者に限定される隣接者が譲渡を受けやすいよう、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の一部改正が令和元年7月に施行されました。その中で、測量その他の費用の2分の1を譲渡価格から控除することで、申請者負担の軽減が図られます。</p> <p>今後も引続き他部局との協議を重ね、売却促進に向けた取組みを進めます。</p>